

大田区立中学校部活動の地域連携・地域移行に関する検討会（令和5～7年度）報告書【概要版】

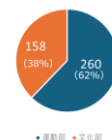
作成の趣旨

検討会における検討結果を取りまとめ、令和8年度以降の大田区における部活動の地域連携・地域展開の取組方針を定められるようにする。

部活動の現状

- ア 部活動数** 区立中学校28校で、運動部260部（部員数6,018名）、文化部158部（部員数3,272名）※令和7年5月1日時点
- イ 部活動の指導体制** 教員と部活動校外指導員、会計年度任用職員の部活動指導員により、部活動の指導・運営がされている。
- ウ 部活動の地域展開に関する生徒や教員、保護者の意向**
 （生徒）活動自体の楽しさやメンバーとの交流を深めることを重視/自分の学校で活動したいと考えている生徒は全体の半数程度
 （教員）負担が大きいため部活動に関わりたくない教員が多い/専門として部活動を指導できる教員は全体の約4割程度
 （保護者）半数が他校と合同の活動に肯定的だが、学校外での活動には消極的/教員以外から指導を受ける場合、専門性を重視/部費として月謝を払うことは妥当の考え

令和7年度における部活動の数（割合）



国や都の動向

（国：スポーツ庁・文化庁）

- 「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」を策定し、部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行について、必要な対応を示す。
 - 「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」最終とりまとめで、次期改革期間（改革実行期間：R8～13年度）を設定。
 - 改革実行期間内に、休日の地域展開を本格的に進めるとともに、平日における取扱いも考え方を整理し地域の実情に応じた取組を進めることを示す。
- （東京都）** 「学校部活動の地域連携・地域移行に関する推進計画」を策定し、公立中学校等の休日における部活動の地域連携などを推進。

区の動き

- ア 検討会の立ち上げ（R5年度）** 令和8年度以降の区における部活動の地域連携・地域展開の方針が決められるよう、検討を重ねていく。
- イ モデル事業の実施**
（合同部活動：O.T.A.Dance Team） 部活動指導員を顧問に、休日はプロのダンスリーグで活躍している外部講師から指導を受けられるダンス部（R6年度発足）。
 ・全日本小中学生ダンスコンクール東日本大会での受賞や区や地域等のイベントでダンスを披露。
 ・専門的な指導を受けられることや、多くの部員と活動ができる等の声があり、学校の垣根を越えた仲間との繋がりが、地域の方との交流もできている。
- （ハイブリッド型）** 学校の実態に応じて、部活動の指導に地域スポーツクラブ等の民間事業者や部活動指導員などの地域人材を活用する事業。
 ・令和6年度に5校で開始し、令和7年度からは14校に拡充
 ・生徒からは「専門的な指導を受けられるようになった」、部活動指導の手が離れた教員からは「教科の指導などに集中できるようになった」など肯定的な声があがっている。

令和8年度以降の方向性

モデル事業の本格実施

ア O.T.A.Dance Team（運營業務の委託化）

- 委託等により、地域展開に向けて取り組んでいく。

イ ハイブリッド型（全校展開）

- 民間事業者を活用した地域連携を全校展開していく。
- 地域展開にあたり、教員のみで指導している部活動を段階的に0とすることや、合同部活動の拡充を検討。
- まずは休日の地域展開の実現を目指す。

地域展開に向けた検討事項 ※詳細は本文参照

ア 事業者間の調整などを担う組織

（中間支援機能）の設置

イ 指導者の質の保障と量の確保

ウ 休日の地域展開に向けた進め方

エ 平日の地域連携から地域展開に向けた進め方

オ その他

活動場所の確保/参加生徒の移動手段/参加費用（生徒の保険加入費用含む）/大会参加



継続検討事項（まとめ）

- 地域連携・地域展開の進展により、部活動がもつ教育的意義を地域クラブ活動での活動へ継承することや、地域クラブ活動の担い手に関する課題が想定される。
- 国が定めた要件等に基づく地域クラブ活動の認定を行う仕組みの構築等、ガイドラインを踏まえた検討も必要となる。**
- 部活動の地域連携・地域展開は、スポーツ・文化施策を推進する取組の一つと考えられる。**生じる課題に一つ一つ向き合い、学校や教育委員会だけではなく、地域やスポーツ・文化芸術団体が区と連携・協力しながら柔軟に解決していく体制の構築が必要。**大田区らしい地域連携・地域展開を進めていくことが大変重要である。